

## 債権放棄の報告について

鹿沼市債権管理条例（平成23年鹿沼市条例第24号。以下「条例」という。）  
第11条第1項の規定により、市の債権について次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

債権の名称	放棄した時期	放棄した債権の件数	放棄した債権の金額	放棄した理由
土地建物賃貸料	令和3年3月31日	1件 (債務者 1人)	21,451円	消滅時効の完成 (条例第11条第1項第3号)
市営住宅使用料	令和3年3月31日	24件 (債務者 2人)	270,900円	消滅時効の完成 (条例第11条第1項第3号)
水道料金	令和3年3月31日	861件 (債務者 261人)	1,774,987円	消滅時効の完成 (条例第11条第1項第3号)